

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が仕事と生活の調和を図りつつ、その能力を十分に発揮し活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定します。

1.計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日までの5年間

2.当社の現状

- ①労働者（正規社員、以下同様とする）に占める女性労働者の割合（2021年8月時点）
全体 110名、女性 17名（15%）
- ②男女の平均勤続年数の差異（2021年8月時点）
男性 9.1年、女性 4.1年 男性女性の差異 5.0年

3.当社の課題

労働者に占める女性労働者の割合および男女の平均勤続年数において差が生じています。

4.当社の取組み

上記の課題を解消するためには女性の継続勤務年数を伸ばすことが必要なことから、以下の目標を掲げ取組みを行います。

5.当社の目標

女性の平均勤続年数を現状より1年（現状の49%増）延長させます。

6.取組み内容

- ①育児休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境の整備を行います。
令和4年4月～ 育児休業期間中の代替要員の確保や、業務体制の見直し。
- ②有給休暇の取得しやすい環境の整備を行うことで女性が就業継続しやすい職場を作ります。
令和4年4月～ 年次有給休暇の取得促進を図るため計画的に社内に周知し、各人への呼び掛け等の措置を行う。
- ③所定外労働削減の措置を実施します。
令和4年4月～ 早帰りチームの活動を継続し、ノー残業デイ等の周知を図り、所定外労働の削減の措置を実施する。